

令和4年8月高原町農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和4年8月29日（月）午前9時30分から午前9時55分まで
2. 開催場所 高原町役場2階第4会議室
3. 出席委員 13名
農業委員5名
3番 入木真一 4番 岡元良農夫
5番 加藤正博 6番 郡山信敏
7番 邊木園浩子
農地利用最適化推進委員8名
11番 石山浩文 12番 大迫恒作 13番 坂元朋子
14番 酒匂清治 15番 佐藤哲夫 16番 西村正人
17番 真方実喜男 18番 鳥集公則
4. 日程
 - 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
議事録署名委員 6番 郡山信敏 7番 邊木園浩子
会議書記 係長 岸元誠樹
 - 第2 議案第20号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。
議案第21号 農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。
議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。
5. 農業委員会事務局職員
事務局長 平川昌知 係長 岸元誠樹
6. 会議の概要
(岸元係長) 皆さん、おはようございます。時間になりましたので、これから総会を始めさせて頂きます。一同ご起立下さい。「一同、礼」。お座り下さい。
(事務局長) おはようございます。今月の定例総会案件は、お手元に配布の議案書のとおり、議案第20号から議案第22号までの議案10件となっております。ご審議方よろしくお願ひ致します。尚、本日の総会終了後、成年後見制度に関する勉強会を予定しております。9月の定例総会は28日（水）です。議案審議、及び転用議案に係る現地調査は、21日（水）にお願ひする予定でございます。9月の4条・5条に係る調査委員会は、第2調査委員会です。どうぞよろしくお願ひ致します。本日、山元会長が所用のため欠席の連絡がありました。会長、会長代理とも不在であります。7月の定例総会で仮の会長代理を加藤委員にお願ひすることとしましたので、加藤委員に臨時の議長をお願ひし、今回の仮議長を選出していただき、議事を進めていただきたいと思います。加藤

委員よろしくお願ひ致します。

(加藤委員) 只今紹介がございましたけれども、とりあえず私が臨時の議長を務めさせていただきます。臨時の議長は一応委員の互選という事になっておりますので、互選で今回の議長は指名する事と致したいと思ひます。それでは、互選という事ですので委員の方から誰か立候補もしくはご推薦願ひます。

(入木委員) 加藤委員、お願ひ致します。

(加藤委員) お諮り致します。今回私加藤が仮議長を務めることに賛成の方の挙手をお願ひします。

(全員挙手)

(加藤委員) 全員賛成ですので、今回の仮議長を私加藤が担当する事に決定致しました。よろしくお願ひします。

(事務局長) それでは、ただいまの出席委員が、農業委員6名中5名、推進委員8名中8名でございます。よりまして高原町農業委員会規則第5条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告致します。これより、8月の定例総会を開催致します。本日の議事日程はお手元に配布の通りでございます。

(仮議長) それではこれより議事に入ります。まず日程第1、本日の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。高原町農業委員会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名を致します。ご異議ありませんか。

(はいの声)

(仮議長) それでは議事録署名委員に、6番郡山委員と7番邊木園委員を指名致します。本日の書記は事務局の岸元係長にお願ひ致します。

(仮議長) 次に日程第2、議案審議に入ります。議案第20号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」を議題とし、事務局長に説明をお願ひ致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) それではご説明させていただきたいと思ひます。議案書の4ページをお開き頂きたいと思ひます。今回の農地法第3条による所有権移転申請件数は1件でございます。第1項でございますが、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏による親族間の贈与です。畑1筆、192㎡で、調査委員は岡元委員でございます。受付審査の結果、譲受人の効率利用要件、常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしていると考えております。以上でございます。

(仮議長) 本件につきまして、第1項については、岡元委員に調査をお願ひしておりますので、調査内容の報告をお願ひ致します。

(岡元委員) はい。4番岡元が報告致します。議案第20号第1項の現地調査を8月26日金曜日午前11時より行い、譲渡人、譲受人宅へ訪問して双方に確認を行いました。申請地は議案書の5ページの航空写真をご覧ください。場所は広原の農地1筆です。譲受人は農業用機械としてトラクター2台、脱穀機1台、軽トラック2台等を所有されております。農作業は家族2名で経営され従事日数も満たされております。地域経営体への集積等の取り組みにも連携を取っており、地域の話し合い活動に参加して協力するなど特に問題無いと判断致しました。以上で報告を終わります。

(仮議長)ありがとうございます。以上で報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

ご意見を賜りたいと思いますが、何かご意見はありませんか。

(仮議長)ありませんか。無いようですので、これを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第20号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(仮議長)全員賛成ですので議案第20号については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(仮議長)それでは次に議案第21号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」を議題とし、事務局長に議案の説明をお願い致します。

(事務局長)議長、事務局長。

(事務局長)ご説明致します。議案書の7ページをお開き頂きたいと思います。今回の申請件数は4件でございます。まず第1項でございますけど、譲受人 ○○○○氏と譲渡人 ○○○○氏による製品置き場及び車の回転広場を目的とした所有権移転で、畑1筆、598㎡、都市計画区域内、農用地区域外、第3種農地による売買でございます。譲受人は主に鉄骨工事を主体とした建設業を営んでおります。隣の作業場で製品にされた鉄骨を置く場所、また製品運搬用の車の回転広場として申請がなされたものでございます。隣接地には、第三者の農地はなく、雨水につきましては砂利を敷き、地下浸透となっております。現状を確認したところ砂利が敷いてありましたので始末書の提出をされております。以上の案件につきましては、農地法第5条第2項各号の不許可要件に該当しないと思われることから、許可相当と考えております。以上でございます。

続きまして第2項でございます。譲受人 ○○○○氏と譲渡人 ○○○○氏による一般住宅建設、進入路を目的とした所有権移転でございます。畑1筆、576㎡、都市計画区域内、農用地区域外、第3種農地でございます。譲受人は兵庫県から帰郷し現在高原町内の実家に住んでおられます。自身の住宅を建設するために今回申請にあがってきたものでございます。なお、西側農地の日照通風など特に被害を及ぼすことはないこと、雨水及び生活雑排水につきましては、北側既設側溝管理者と協議し放流許可をいただいております。また、申請が500㎡以上となっておりますが、国道側からの進入路に関しては高さが1m以上ございまして、町道からの方が進入しやすいという事で76㎡の進入路と住宅500㎡になったところでございます。以上の案件につきましては、農地法第5条第2項各号の不許可要件に該当しないと思われることから、許可相当と考えております。

続きまして第3項でございます。譲受人 ○○○○氏と譲渡人 ○○○○氏による仮設倉庫、仮設事務所、仮設材料置き場を目的とした所有権移転で、畑4筆、4,155㎡、都市計画区域内、農用地区域外、第3種農地による売買でございます。譲受人は本町FW工業団地に事業所があり主に2×4工法・パネル加工による住宅などの建築業を営んでおられます。組み立て製品の加工も自社で行っているため

材料・製品などの保管場所が必要となり平成26年から平成29年にかけて仮設倉庫、仮設事務所、仮設材料置き場を建設したもので、農業委員会の指導により追認の申請があったものでございます。以上の案件につきましては、農地法第5条第2項各号の不許可要件に該当しないと思われることから、許可相当と考えております。

続きまして第4項と第5項になっております。第4項と第5項の譲受人が同一の方ですので4項5項を同時に説明させていただきたいと思っております。譲受人が〇〇〇〇氏、第4項、譲渡人が〇〇〇〇氏、第5項、譲渡人が〇〇〇〇氏による駐車場を目的とした所有権移転で、第4項 田1筆、1,341㎡、第5項 田1筆 1,870㎡都市計画区域内、農用地区域外、第3種の農地でございます。譲受人が申請地近くに〇〇〇〇を建設中であり、当該地を造成し第2駐車場として利用するために申請されたものでございます。水路敷きと県道に囲まれており農地への日照通風には影響がないこと、雨水については東側既設側溝管理者の許可を得ていると同っております。以上の案件につきましては、農地法第5条第2項各号の不許可要件に該当しないと思われることから許可相当と考えております。以上でございます。

(仮議長) 本件につきましては、第1調査委員会に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告を入木委員長にお願いします。

(入木委員長) はい。3番入木が報告致します。議案第21号第1項から第4項を8月24日午後1時半より西村委員、真方委員、役場の石山さんと現地調査を行いました。第1項ですが、転用目的は製品置場、車の回転広場です。申請地は議案書の9ページをご覧ください。施設の配置図については、議案書の10ページをご覧ください。申請地は農用地区域外で、第3種農地となっております。農地の現状は局長がおっしゃった通り、事前着工で砂利が敷いてある状態でした。地域住民、周辺農地にも影響が無い事から問題無いものと判断致しました。以上です。

第2項ですが、同じく24日午後1時半より行いました。転用目的は一般個人住宅です。申請地は12ページをご覧ください。施設の配置図については議案書の13ページをご覧ください。申請地は農用地区域外で、第3種農地となっております。地域住民、周辺農地にも影響が無い事から問題無いと判断致しました。続きまして第3項ですが、同じく24日に行いまして、転用目的は仮設倉庫、仮設事務所、仮設資材置場です。議案書には載っていないのですが追認で平成26年から29年頃から違反転用案件に上がっているという事でした。申請地は議案書の16ページをご覧ください。施設の配置図については議案書の17ページをご覧ください。申請地は農用地区域外で、第3種農地となっております。同じくここも地域住民、周辺農地にも影響が無い事から問題無いもの判断致しました。以上です。

続きまして第4、5項の現地調査をしました。転用目的は駐車場です。申請地は議案書の21ページをご覧ください。施設の配置図については議案書の22ページをご覧ください。申請地は農用地区域外で、第3種農地となっております。地域住民、周辺農地にも影響が無い事から問題無いものと判断致しましたので許可相当と思いま

す。以上です。

(仮議長)ありがとうございました。以上で報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

ご意見を賜りたいと思います。何かご意見はございませんか。

(仮議長)よろしいですか。無いようですので、採決に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声)

(仮議長)それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第21号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」の第1項から第4項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(仮議長)全員賛成ですので、議案第21号については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(仮議長)続きまして、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」の第1項から第5項を議題とします。事務局長に説明をお願いします。

(事務局長)議長、事務局長。(事務局長)説明したいと思います。議案書は25ページをご覧ください。今回の申請件数は5件となっております。まず第1項でございますけれども、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田3筆、合計2,093㎡の賃貸借で、賃貸借期間は令和4年9月1日から令和14年8月31日までの10年間の新規設定でございます。

続きまして26ページの第2項でございますけれども、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田2筆、畑5筆、合計10,725㎡の使用貸借で、使用貸借期間は令和5年1月1日から令和14年12月31日までの10年間の再設定でございます。28ページの第3項からにつきましては、中間管理事業によるもので借受人は公益社団法人 宮崎県農業振興公社でございます。第3項でございますけれども、貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、7,918㎡の賃貸借で、賃借料は年総額7万9千180円、賃貸借期間は令和5年1月1日から令和14年12月31日までの10年間の新規設定でございます。第4項につきましては、貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑3筆、合計2,469㎡の賃貸借で、賃借料は年総額2万4千690円、賃貸借期間は令和5年1月1日から令和9年12月31日までの5年間の新規設定でございます。29ページの第5項でございますけれども、貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、3,663㎡の使用貸借で、使用貸借期間は令和4年10月1日から令和9年9月30日までの5年間の新規設定でございます。以上、説明致しましたすべての案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(仮議長)では事務局長の説明が終わりましたので、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」

の第1項から第5項までの審議に入ります。ご意見はありませんか。

(真方委員) はい。(真方委員) 17番真方です。第2項について質問致します。譲渡人が高齢で90歳という事で、10年間という設定になっていて、面積も1町歩なのですが、この二人の関係というのはどういったものですか。使用貸借になっておりますけど。

(西村委員) はい。(西村委員) 16番西村です。親戚関係です。〇〇〇〇さんの祖母の兄妹になります。

(仮議長) 親戚関係ですね。よろしいですか。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 借受人の〇〇〇〇さんにおかれましては、この集落営農組合の担い手となっておりますので、このあたりの集積を少しずつ行っている状況でございます。以上でございます。

(仮議長) 他に質問ありませんか。よろしいでしょうか。

(はいの声)

(仮議長) 無いようですので、これを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」の第1項から第5項までについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(仮議長) 全員賛成ですので、本題は承認されました。

(事務局長) 以上をもちまして、本日提案致しました議案の審議は、全て終了致しました。これをもちまして、8月の農業委員会定例総会を閉会致します。

(岸元係長) ご起立をお願い致します。「一同、礼。」お座りください。お疲れ様でした。